

令和 2 年度

事業報告書

令和 2 年 4 月 1 日から

令和 3 年 3 月 31 日まで

公益財団法人愛媛県市町振興協会

目 次

I 公益目的事業関係

1 資金貸付事業	1
2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業	13
3 市町振興助成事業	15
4 市町職員等研修事業	17
5 市町の振興に関する情報提供事業	21

II その他事業関係

1 市町関係団体等への助成及び寄附	22
2 市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業	24

III 総務関係

1 会 議 関 係	32
2 役員の変動状況	35
3 そ の 他	37

IV 基金積立金状況

39

V 参考資料

1 市町振興に伴うイベント等助成金交付要領	40
2 市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領	42
3 全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領	43
4 情報セキュリティ監査助成金交付要領	44
5 市町関係団体研修事業等助成金交付要領	45
6 公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程	46
7 公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程	48
8 地方財政法第32条	51
9 公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程	52

I 公益目的事業関係

1	資金貸付事業	1
2	市町村振興宝くじ交付金の交付事業	13
3	市町振興助成事業	15
4	市町職員等研修事業	17
5	市町の振興に関する情報提供事業	21

I 事業の実施状況について（公益目的事業）

1 資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

(1) 長期貸付

① 資金貸付額の選定

4月1日 令和2年度長期貸付事業の5月貸付分として、事業計画に基づき5月貸付分（資金貸付額25億円のうち5月貸付10億円）に対し、愛媛県市町振興課へ貸付予定団体及び金額の選定を依頼した。

② 資金借入希望額の通知

4月14日 愛媛県市町振興課から借入希望団体（5市4町）の借入希望額の通知があった。

③ 長期貸付の借入申込通知

4月17日 借入希望団体（5市4町）に対し、関係書類を添付のうえ通知した。

④ 長期貸付の借入申込受付

5月8日 電子データにより借入申込受付を行い、借入希望団体（5市4町）から長期貸付の借入申込みがあった。

⑤ 長期貸付の貸付利率について

5月11日 貸付日（5月22日）の貸付利率を全国協会に準じ、償還期間5年、10年を年0.1%、12年を0.11%、15年を0.14%と決定した。

⑥ 長期貸付の借入手続（案内）

5月14日 長期貸付の借入申込みのあった団体（5市4町）に対し、長期貸付決定の案内を行った。

⑦ 長期貸付金の貸付

5月22日 借入申込みのあった団体（5市4町）の事業に対し、《別表1》のとおり貸付を行った。

⑧ 資金貸付額の選定

12月18日 令和2年度長期貸付事業の3月分として、事業計画に基づき資金貸付総額2,500,000千円のうち、5月貸付後の残額1,641,600千円に対し、愛媛県市町振興課へ貸付予定団体及び金額の選定を依頼した。

⑨ 資金借入希望額の通知

1月25日 愛媛県市町振興課から借入希望団体（7市5町1事務組合）の借入希望額の通知があった。

⑩ 長期貸付借入申込通知

2月3日 借入希望団体（7市5町1事務組合）に対し、関係書類を添付のうえ通知した。

⑪ 長期貸付の借入申込受付

2月26日 電子データにより借入申込受付を行い、借入希望団体（7市5町1事務組合）から長期貸付の借入申込みがあった。

⑫ 長期貸付の貸付利率について

3月1日 貸付日（3月24日）の貸付利率を全国協会に準じ、償還期間5年、10年を年0.10%、12年を0.11%、15年を0.20%と決定した。

⑬ 全国市町村振興協会資金の借入申込

3月10日 全国市町村振興協会へ490,000千円の借入申込みを行った。

⑭ 長期貸付の借入手続（案内）

3月17日 長期貸付の借入申込みのあった団体（7市5町1事務組合）に対し、長期貸付決定の案内を行った。

⑮ 長期貸付金の貸付

3月24日 借入申込みのあった団体（7市5町1事務組合）の事業に対し、愛媛県協会分《別表2》及び全国協会分《別表3》のとおり貸付を行った。

《別表1》 貸付日：令和2年5月22日

愛媛県協会資金 858,400千円

(9団体26事業)

(単位：千円)

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
松山市	消防水利整備事業	緊急防災・減災事業	15,900	12年
	消防団ポンプ蔵置所耐震化事業（現年分）	緊急防災・減災事業	16,300	12年
今治市	市道日吉川側道線道路改良事業	地方道路等整備事業	153,900	12年
宇和島市	津島支所改築事業	旧合併特例事業	170,100	12年
西条市	消防水利整備事業	旧合併特例事業	47,300	12年
伊予市	被災者生活再建支援システム整備事業	緊急防災・減災事業	1,100	5年
上島町	最終処分場整備事業	合併特例事業	45,000	15年
久万高原町	県営事業（道路）負担金事業	旧合併特例事業	30,100	15年
	都市再生整備計画 道路事業	旧合併特例事業	6,900	15年
	上浮穴高等学校学生寮建築事業	旧合併特例事業	120,600	15年
	スマート林業システム構築事業	旧合併特例事業	16,900	10年
	面河山岳博物館公衆トイレ改修工事	旧合併特例事業	4,700	15年
松前町	松前町公園施設整備事業（松前公園体育館省エネ改修工事費）（LED以外）	一般補助施設整備等事業	5,900	15年
	松前公園施設整備事業（松前公園体育館省エネ改修工事費（補助対象外分））	一般単独事業	4,300	15年
	筒井地区雨水対策事業	防災対策事業	26,900	15年
	筒井地区雨水対策事業（町道西192号線道路整備）	地方道路等整備事業	15,600	15年
	幹線町道整備事業（町道西古泉筒井線道路整備）	公共事業等	17,900	15年
	松前中学校改築事業（継単分）	学校教育施設等整備事業	75,900	15年
	一般町道等整備事業（町道東137号線道路改良工事）	地方道路等整備事業	5,800	15年
	町道等維持事業（町単）（町道西18、西109、東29、東142舗装補修工事）	地方道路等整備事業	18,600	15年
	町道等維持事業（町単）（町道西65号線道路擁壁改修工事）	地方道路等整備事業	2,700	15年
土地改良（県単）（夫婦泉護岸改修工事）	一般単独事業	1,800	15年	
愛南町	県営土木事業負担金（旧合併特例事業）	旧合併特例事業	11,600	10年
	町道中溝線外路肩改良事業（旧合併特例事業）	旧合併特例事業	2,900	10年

愛南町	町道弓立越田線道路改良事業（旧合併特例事業）	旧合併特例事業	24,600	10年
	魚神山漁港海岸保全施設整備事業（公共事業等）	公共事業等	15,100	10年
合計	5市4町 26事業		858,400	

《別表2》 貸付日：令和3年3月24日

愛媛県協会資金 1, 129, 800千円

(7団体30事業)

(単位：千円)

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
今治市	常備消防施設整備事業（小型動力ポンプ付き水槽車）	緊急防災・減災事業	53,500	12年
	常備消防施設整備事業（高規格救急自動車・消防ポンプ自動車）	緊急防災・減災事業	78,000	12年
宇和島市	本庁舎耐震改修事業	合併特例事業	50,300	12年
	こども支援施設改築事業	合併特例事業	2,400	12年
	上海前橋改修事業	合併特例事業	3,000	12年
	下波東地区河川護岸改修事業	緊急自然災害防止対策事業	20,000	12年
	都市再生整備事業（観光・レクリエーション施設）	過疎対策事業	44,900	12年
四国中央市	ごみ焼却施設整備事業（クリーンセンター）	一般廃棄物処理事業	26,700	12年
	再生利用施設整備事業（クリーンセンター）	一般廃棄物処理事業	12,000	12年
	し尿処理施設整備事業（エコトピアひうち）	一般廃棄物処理事業	10,300	12年
	災害対策施設整備事業	緊急防災・減災事業	18,200	5年
	親友館ブロック塀改修事業	緊急防災・減災事業	8,300	10年
	三島小学校整備事業	学校教育施設	6,800	15年
	嶺南体育館改修工事	公共施設適正化管理推進事業	24,700	10年
上島町	最終処分場整備事業	旧合併特例事業	267,000	15年
	長崎栈橋整備事業	旧合併特例事業	44,800	10年
久万高原町	都市再生整備計画事業 公園整備事業	合併特例事業	30,500	15年
	都市再生整備計画事業 道路整備事業	合併特例事業	13,400	15年
	久万高原町光情報通信基盤整備事業	合併特例事業	289,000	15年
松前町	夫婦泉護岸改修事業	一般単独事業	2,100	15年
	幹線町道整備事業（西古泉筒井線道路整備）	公共事業等	48,600	15年
	筒井地区雨水対策事業	防災対策事業	15,700	15年
	筒井地区雨水対策事業（町道西192号線道路整備）	地方道路等整備事業	900	5年
	岡田小学校トイレ改修工事	学校教育施設等整備事業	7,800	10年
	松前中学校改築	学校教育施設等整備事業	29,400	15年

松前町	放課後児童健全育成施設整備事業（岡田小学校放課後児童クラブ解体工事）	公共施設適正管理推進事業	1,400	10年
	保育所解体事業（旧松前保育所解体工事設計業務）	公共施設適正管理推進事業	1,400	10年
	文化センター一般管理事業（文化センター省エネ改修工事費（LED以外））	一般補助施設整備事業	7,900	15年
	文化センター一般管理事業（文化センター省エネ改修工事費（補助対象外））	一般単独事業	8,900	15年
愛南町	町道中溝線外路肩改良事業	旧合併特例事業	1,900	10年
合計	3市4町	30事業	1,129,800	

《別表3》 貸付日：令和3年3月24日

全国協会資金 490,000千円

(6団体17事業)

(単位：千円)

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
松山市	消防用給油施設整備事業	緊急防災・減災事業	28,600	12年
	消防水利整備事業	緊急防災・減災事業	14,000	12年
	常備消防用車両機械購入事業	緊急防災・減災事業	143,000	10年
	消防水利整備事業（繰越分）	緊急防災・減災事業	45,800	12年
	消防団ポンプ蔵置所耐震化事業（繰越分）	緊急防災・減災事業	79,200	12年
八幡浜市	県営八幡浜漁港整備事業負担金	合併特例事業	7,800	12年
西条市	総合文化会館施設改修事業	合併特例事業	7,000	10年
	丹原文化会館施設改修事業（空調設備改修）	合併特例事業	53,400	10年
	丹原文化会館施設改修事業（トイレ改修）	緊急防災・減災事業	6,600	10年
大洲市	過疎地域自立促進基金造成事業	過疎対策事業	20,800	12年
	小型動力ポンプ積載車整備事業（新谷分団第4部・櫛生分団第2部）	緊急防災・減災事業	6,600	5年
	小型動力ポンプ整備事業（上須戒分団第1部・喜多灘分団第1部・出海分団第1部）	緊急防災・減災事業	5,400	10年
	大谷分団詰所整備事業	緊急防災・減災事業	14,800	10年
	白滝分団第1部詰所整備事業	緊急防災・減災事業	13,500	10年
内子町	小型動力ポンプ付き積載車整備事業	緊急防災・減災事業	6,000	10年
	平岡分団第4部詰所整備事業	緊急防災・減災事業	9,000	12年
大洲地区広域消防事務組合	高規格救急自動車更新事業	緊急防災・減災事業	28,500	10年
合計	4市1町1事務組合	17事業	490,000	

(2) 貸付金償還

① 令和2年度分元利金払込通知書（上期分）

9月17日・24日 貸付団体に対し、「令和2年度分元利金払込通知書（上期分）」を送付し、全貸付団体から償還された。

② 令和2年度分元利金払込通知書（下期分）

3月17日・24日 貸付団体に対し、「令和2年度分元利金払込通知書（下期分）」を送付し、全貸付団体から償還された。

(3) 貸付残高

令和2年度においては、貸付団体から長期貸付金の元金返済額 2,080,908 千円を受入、新たに 2,478,200 千円の貸付（14 団体・73 件）を行い、同年度末における長期貸付の残高は、489 件、17,196,332 千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

《別表4》

年度別長期貸付額及び貸付残高

(単位：千円)

年 度	当 初 貸 付 額					2 年 度 償 還 額	2 年 度 末 残 高	
	件 数	金 額	利 率			金 額	件 数	金 額
			全 国	県				
				5 月	3 月			
昭 和 5 6 年 度	46	500,200	3.0		5.5	0	0	0
昭 和 5 7 年 度	54	549,000	3.0		5.5	0	0	0
昭 和 5 8 年 度	48	500,000	3.0		5.5	0	0	0
昭 和 5 9 年 度	41	500,000	3.0		5.5	0	0	0
昭 和 6 0 年 度	39	550,000	3.0		5.5	0	0	0
昭 和 6 1 年 度	37	750,000	3.0		注 1	0	0	0
昭 和 6 2 年 度	32	850,000	3.0		3.0	0	0	0
昭 和 6 3 年 度	37	1,050,000	3.0		3.0	0	0	0
平 成 元 年 度	28	1,250,000	3.0		3.0	0	0	0
平 成 2 年 度	39	1,400,000	3.0		3.0	0	0	0
平 成 3 年 度	30	1,500,000	3.0		3.0	0	0	0
平 成 4 年 度	35	1,700,000	3.0		3.0	0	0	0
平 成 5 年 度	50	2,000,000	3.0		3.0	0	0	0
平 成 6 年 度	39	2,100,000	3.0		3.0	0	0	0
平 成 7 年 度	39	2,250,000	3.0		3.0	0	0	0
平 成 8 年 度	34	2,300,000	2.8		2.8	0	0	0
平 成 9 年 度	51	2,400,000	1.6		1.6	0	0	0
平 成 1 0 年 度	47	2,400,000	1.6		1.6	0	0	0
平 成 1 1 年 度	53	2,400,000	1.5		1.5	0	0	0
平 成 1 2 年 度	54	2,400,000	1.1		1.1	0	0	0
平 成 1 3 年 度	42	2,400,000	1.0		1.0	0	0	0
平 成 1 4 年 度	60	2,400,000	0.4		0.4	0	0	0
平 成 1 5 年 度	35	2,400,000	0.9		0.9	0	0	0
平 成 1 6 年 度	34	2,000,000	1.0		注 2	0	0	0
平 成 1 7 年 度	37	2,200,000			1.2	0	0	0
平 成 1 8 年 度	24	2,500,000			1.3	0	0	0
平 成 1 9 年 度	22	2,200,000			1.0	0	0	0

平成 20 年度	20	2,200,000			0.9	179,656	0	0
平成 21 年度	19	2,200,000			0.8	220,000	19	220,000
平成 22 年度	21	2,200,000			0.8	219,420	20	438,840
平成 23 年度	22	2,200,000			0.6	220,000	22	660,000
平成 24 年度	16	2,200,000			0.3	220,000	16	880,000
平成 25 年度	15	456,000			0.3	45,600	15	228,000
平成 26 年度	19	1,778,100			0.1	177,810	19	1,066,860
平成 27 年度	37	1,866,300		0.1	0.1	186,630	37	1,201,840
平成 28 年度	55	2,228,300		0.1	0.01	218,596	54	1,721,876
平成 29 年度	73	3,222,700		0.01	注 3	288,642	73	2,786,170
平成 30 年度	68	2,698,200	別表 5 のとおり			104,554	68	2,593,646
令和 元 年度	73	2,920,900	"			—	73	2,920,900
令和 2 年度	73	2,478,200	"			—	73	2,478,200
合 計	1,598	74,097,900	—			2,080,908	489	17,196,332

注 1 = 3.0、5.0%で貸付 注 2 = 0.9、1.0%で貸付 注 3 = 0.2、0.05%で貸付

《 別表 5 》

平成 30 年度以降の貸付利率

		5 月貸付				3 月貸付			
		5 年	10 年	12 年	15 年	5 年	10 年	12 年	15 年
平成 30 年度	全国協会	0.01%	0.01%	0.01%	0.10%	0.01%	0.01%	0.01%	0.04%
	県協会	0.01%	0.01%	0.01%	0.10%	0.01%	0.01%	0.01%	0.04%
令和元年度	全国協会	0.01%	0.01%	0.02%	0.06%	0.01%	0.01%	0.01%	0.03%
	県協会	0.01%	0.01%	0.02%	0.06%	0.01%	0.01%	0.01%	0.03%
令和 2 年度	全国協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.14%	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%
	県協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.14%	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%

① 愛媛県協会貸付残高

令和2年度においては、貸付団体から長期貸付金の元金返済額 2,080,908 千円を受入、新たに 1,988,200 千円の貸付（6市4町・56件）を行い、同年度末における長期貸付の残高は、444件、15,163,132 千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

《別表6》

年度別長期貸付額及び貸付残高

(単位：千円)

年 度	当 初 貸 付 額				2 年 度 償 還 額	2 年 度 末 残 高	
	件 数	金 額	利 率		金 額	件 数	金 額
			5 月	3 月			
昭 和 5 6 年 度	16	243,400		5.5	0	0	0
昭 和 5 7 年 度	28	299,000		5.5	0	0	0
昭 和 5 8 年 度	20	250,000		5.5	0	0	0
昭 和 5 9 年 度	20	250,000		5.5	0	0	0
昭 和 6 0 年 度	18	300,000		5.5	0	0	0
昭 和 6 1 年 度	18	500,000		注 1	0	0	0
昭 和 6 2 年 度	19	600,000		3.0	0	0	0
昭 和 6 3 年 度	24	750,000		3.0	0	0	0
平 成 元 年 度	16	850,000		3.0	0	0	0
平 成 2 年 度	25	900,000		3.0	0	0	0
平 成 3 年 度	20	1,000,000		3.0	0	0	0
平 成 4 年 度	27	1,200,000		3.0	0	0	0
平 成 5 年 度	36	1,400,000		3.0	0	0	0
平 成 6 年 度	33	1,500,000		3.0	0	0	0
平 成 7 年 度	32	1,600,000		3.0	0	0	0
平 成 8 年 度	27	1,600,000		2.8	0	0	0
平 成 9 年 度	43	1,600,000		1.6	0	0	0
平 成 1 0 年 度	39	1,600,000		1.6	0	0	0
平 成 1 1 年 度	45	1,600,000		1.5	0	0	0
平 成 1 2 年 度	50	1,600,000		1.1	0	0	0
平 成 1 3 年 度	38	1,600,000		1.0	0	0	0
平 成 1 4 年 度	52	1,600,000		0.4	0	0	0
平 成 1 5 年 度	22	1,600,000		0.9	0	0	0
平 成 1 6 年 度	24	1,600,000		注 2	0	0	0
平 成 1 7 年 度	37	2,200,000		1.2	0	0	0
平 成 1 8 年 度	24	2,500,000		1.3	0	0	0
平 成 1 9 年 度	22	2,200,000		1.0	0	0	0
平 成 2 0 年 度	20	2,200,000		0.9	179,656	0	0

平成 21 年度	19	2,200,000		0.8	220,000	19	220,000
平成 22 年度	21	2,200,000		0.8	219,420	20	438,840
平成 23 年度	22	2,200,000		0.6	220,000	22	660,000
平成 24 年度	16	2,200,000		0.3	220,000	16	880,000
平成 25 年度	15	456,000		0.3	45,600	15	228,000
平成 26 年度	19	1,778,100		0.1	177,810	19	1,066,860
平成 27 年度	37	1,866,300	0.1	0.1	186,630	37	1,201,840
平成 28 年度	55	2,228,300	0.1	0.01	218,596	54	1,721,876
平成 29 年度	73	3,222,700	0.01	注 3	288,642	73	2,786,170
平成 30 年度	62	2,106,000	別表 5 のとおり		104,554	62	2,001,446
令和 元 年度	51	1,969,900	"		—	51	1,969,900
令和 2 年度	56	1,988,200	"		—	56	1,988,200
合 計	1,241	59,557,900	—		2,080,908	444	15,163,132

注 1 = 3.0、5.0% で貸付

注 2 = 0.9、1.0% で貸付

注 3 = 0.2、0.05% で貸付

② 全国協会貸付残高

令和2年度においては、新たに490,000千円の貸付(4市1町1事務組合・17件)を行い、同年度末における長期貸付の残高は、45件、2,033,200千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

《別表7》

年度別長期貸付額及び貸付残高

(単位：千円)

年 度	当 初 貸 付 額			2 年 度 償 還 額	2 年 度 末 残 高	
	件 数	金 額	利 率	金 額	件 数	金 額
昭 和 5 6 年 度	30	256,800	3.0	0	0	0
昭 和 5 7 年 度	26	250,000	3.0	0	0	0
昭 和 5 8 年 度	28	250,000	3.0	0	0	0
昭 和 5 9 年 度	21	250,000	3.0	0	0	0
昭 和 6 0 年 度	21	250,000	3.0	0	0	0
昭 和 6 1 年 度	19	250,000	3.0	0	0	0
昭 和 6 2 年 度	13	250,000	3.0	0	0	0
昭 和 6 3 年 度	13	300,000	3.0	0	0	0
平 成 元 年 度	12	400,000	3.0	0	0	0
平 成 2 年 度	14	500,000	3.0	0	0	0
平 成 3 年 度	10	500,000	3.0	0	0	0
平 成 4 年 度	8	500,000	3.0	0	0	0
平 成 5 年 度	14	600,000	3.0	0	0	0
平 成 6 年 度	6	600,000	3.0	0	0	0
平 成 7 年 度	7	650,000	3.0	0	0	0
平 成 8 年 度	7	700,000	2.8	0	0	0
平 成 9 年 度	8	800,000	1.6	0	0	0
平 成 1 0 年 度	8	800,000	1.6	0	0	0
平 成 1 1 年 度	8	800,000	1.5	0	0	0
平 成 1 2 年 度	4	800,000	1.1	0	0	0
平 成 1 3 年 度	4	800,000	1.0	0	0	0
平 成 1 4 年 度	8	800,000	0.4	0	0	0
平 成 1 5 年 度	13	800,000	0.9	0	0	0
平 成 1 6 年 度	10	400,000	1.0	0	0	0
平 成 3 0 年 度	6	592,200	別表5のとおり	—	6	592,200
令 和 元 年 度	22	951,000	〃	—	22	951,000
令 和 2 年 度	17	490,000	〃	—	17	490,000
合 計	357	14,540,000	—		45	2,033,200

2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第4条第1項第2号）

(1) 基金交付金

6月22日 本協会基金交付金交付規程に基づき、サマージャンボ宝くじ収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金を財源とし、本協会配分基準（均等割50%、人口割50%）に基づき、市町に対し交付した。

【交付額】 238,102千円

《別表》 基金交付金一覧表 (単位:千円)

市町名	令和2年度	平成19年度～令和元年度
松山市	50,483	672,605
今治市	19,723	362,101
宇和島市	12,397	183,794
八幡浜市	8,827	111,013
新居浜市	16,305	210,391
西条市	15,443	218,502
大洲市	9,653	142,137
伊予市	9,164	122,537
四国中央市	13,471	193,332
西予市	9,178	146,066
東温市	8,873	107,168
上島町	6,531	96,290
久万高原町	6,654	98,920
松前町	8,626	93,550
砥部町	7,775	93,076
内子町	7,370	98,741
伊方町	6,741	90,263
松野町	6,288	62,628
鬼北町	6,833	80,870
愛南町	7,767	125,765
計	238,102	3,309,749

(2) 市町交付金

2月5日 本協会市町交付金交付規程に基づき、ハロウィンジャンボ宝くじ収益金のうち愛媛県から交付された交付金及び交付金から生ずる受取利息等を財源とし、本協会配分基準（均等割50%、人口割50%）により算出し、市町に対し交付した。

【交付額】 168,417,685円

《別表》 市町交付金一覧表 (単位：円)

市町名	令和2年度	平成13年度～令和元年度
松山市	35,797,201	854,176,079
今治市	13,924,049	514,277,009
宇和島市	8,756,616	242,238,472
八幡浜市	6,236,878	136,214,945
新居浜市	11,528,675	262,280,770
西条市	10,917,887	283,536,664
大洲市	6,822,136	187,032,750
伊予市	6,474,079	155,290,637
四国中央市	9,523,926	251,827,427
西予市	6,486,348	197,578,822
東温市	6,285,397	129,375,708
上島町	4,620,092	127,159,681
久万高原町	4,705,231	130,834,726
松前町	6,107,248	106,480,849
砥部町	5,496,274	111,619,168
内子町	5,209,191	125,180,049
伊方町	4,765,275	114,289,323
松野町	4,447,334	67,199,442
鬼北町	4,827,798	96,366,155
愛南町	5,486,050	171,514,215
計	168,417,685	4,264,472,891

※ 平成13年度～令和元年度の市町交付金は、合併市町村を含む。

3 市町振興助成事業（定款第4条第1項第3号）

(1) 市町振興に伴うイベント等助成事業

イベント等の助成については、次の8市4町20事業に対し総額17,540千円を助成した。

（単位：円）

団体名	イベント名等	実施年月日	助成額	団体支出額
松山市	令和2年度平和資料展	令和2年7月24日～30日	470,000	1,088,812
	まつやま環境フェア2020	令和2年10月24日・25日	1,330,000	2,654,850
	若者のライフデザイン支援事業	令和2年10月31日	450,000	880,106
宇和島市	第31回みま町コスモスまつり	令和2年11月1日	700,000	1,452,000
	中山池自然公園イルミネーション	令和2年11月29日～ 令和3年1月9日	100,000	300,000
八幡浜市	八幡浜市美術館会館記念 笠間日動美術館所蔵 印象派からエコールド・パリまで	令和3年2月6日～ 3月21日	4,000,000	8,316,542
大洲市	第32回 わらじで歩こう坂本龍馬脱藩の道	令和2年9月27日	170,000	807,000
	第38回かわべふるさと祭り	令和2年10月31日	840,000	1,956,000
	河辺ふれあいフェスタ2020	令和2年10月31日	110,000	425,000
伊予市	夕焼けプラットホームコンサート&しもなだ鱧まつり	令和2年9月5日	510,000	1,013,000
四国中央市	第13回書道パフォーマンス甲子園代替事業	令和2年8月17日	1,620,000	6,000,000
	第16回四国中央市産業祭	令和2年11月21日・22日	1,040,000	2,070,000
西予市	乙亥大相撲	令和2年11月23日	1,980,000	4,000,000
東温市	どてかぼちゃフォトコンテスト2020 in toon	令和2年9月14日～ 30日	110,000	300,000
砥部町	シヨパンビレッジフェスティバル in 砥部町	令和2年11月3日	750,000	1,500,000
	令和2年度砥部町国際交流サマースクール	令和2年9月12日・13日	350,000	700,000
	芸能文化フェスタ	令和2年11月21日・22日	390,000	775,200
内子町	立川志の輔独演会	令和2年11月7日・8日	750,000	1,484,591

松 野 町	第 67 回不器男俳句大会	令和 3 年 2 月 21 日	380,000	744,242
愛 南 町	ぎゅぎゅっと愛南！冬の食めぐり	令和 3 年 2 月 1 日～28 日	1,490,000	3,500,000
計 8 市 4 町 2 0 事業			17,540,000	39,967,343

(2) 情報セキュリティ監査助成事業

情報セキュリティ監査助成事業の助成については、次のとおり 2,220 千円を助成した。

(単位：円)

団 体 名	助 成 額	団体支出額
松 山 市	590,000	1,164,000
宇 和 島 市	1,000,000	1,991,000
四国中央市	630,000	1,243,000
計	2,220,000	4,398,000

(3) メンタルヘルス対策事業助成金

4 月 15 日 県・市町が連携して精神科医・保健師による相談体制を整備し、職員のメンタルヘルス対策の一層の充実強化を図るために実施する精神科医・保健師の共同設置をした愛媛県市町村職員共済組合に対して、2,500 千円を助成した。

(4) 災害支援金

災害支援金については、該当なし。

4 市町職員等研修事業（定款第4条第1項第4号）

(1) 愛媛県研修所での研修事業

① 4月10日 愛媛県研修所で実施している市町職員の階層別研修、能力開発研修及び県・市町職員合同研修に要する経費（6,442千円）の支払について愛媛県知事と「令和2年度市町職員研修に係る協定」の締結を行った。

＜各講座は次のとおり＞

【階層別研修】

- 市町中堅職員（年5回）
- 市町係長級研修（年3回）
- 市町課長級研修
- 部長級・次長級セミナー

【専門研修】

- 財政運営実務講座
- 危機管理講座
- メンタルヘルス講座

【県・市町合同研修】

- 行政法講座
- 民法講座
- 地方自治法講座（年2回）
- 法制執務講座
- 実践型地域政策づくり合宿
- 政策法務講座
- 住民ニーズ調査実践講座
- 協働型フィールドワーク講座
- チームビルディング講座
- 問題発見・解決能力向上講座
- マネジメント能力講座
- 政策評価実践講座
- タイムマネジメント講座
- 広報戦略とマスコミ対応講座
- コーチング講座
- 文書力向上講座
- レジリエンス向上講座
- 折衝力・交渉力講座
- 地域経済分析システム（RESAS）活用講座
- 実践営業力講座
- ファシリテーション講座
- 経営分析基礎講座
- 業務効率向上講座（年2回）
- 女性職員ワークライフサポート講座
- 文章力実践講座
- 自治体法務検定受検コース
- 課題解決創造力・実践力向上講座

【出前講座】

- クレーム対応講座（年3回）

② 4月27日 令和2年度市町職員研修に係る協定書第2条の規程に基づき愛媛県研修所から提出のあった納入通知書により、1,686千円（上半期分）を支払った。

③ 10月28日 令和2年度市町職員研修に係る協定書第2条の規程に基づき愛媛県研修所から提出のあった納入通知書により、4,756千円（下半期分）を支払った。

④ 3月9日 同協定書第3条の規定に基づき提出のあった「令和2年度市町職員研修事業実績報告書」を受理し、実施内容について承認した。

区分	研 修 名	研 修 期 間	研修終了者数
階 層 別 研 修	県・市町中堅職員 第36期	R2.11.16～11.19	11
	第37期	R2.11.30～12.3	14
	第38期	R3.1.18～1.21	8
	第39期	R3.1.25～1.28	9
	第40期	R3.2.1～2.4	14
	市町係長級 第86期	R2.10.5～10.8	28
	第87期	R2.11.24～11.27	26
	第88期	R2.12.14～12.17	20
	市町課長級 第41期	R2.11.5～11.6	29
研 専 修 門	財政運営実務講座	R2.9.28～9.29	10
	危機管理講座	R3.2.15～2.16	26
ス テ ー ジ ア ッ プ 研 修 (県 ・ 市 町 職 員 合 同)	行政法講座	R2.9.14～9.15	8
	民法講座	R2.7.21～7.22	11
	地方自治法講座 第1回	R2.8.11～8.12	14
	〃 第2回	R2.9.23～9.24	13
	法制執務講座	R2.9.30～10.1	12
	実践型地域政策づくり合宿	R2.10.1～10.2	7
	政策法務講座	R2.10.19～10.20	6
	住民ニーズ調査実践講座	R2.8.12～8.14	9
	協働型フィールドワーク講座	R2.10.28～10.29	5
	問題発見・解決能力向上講座	R3.1.7～1.8	14
	チームビルディング講座	R2.10.13～10.14	5
	マネジメント能力講座	R2.10.29～10.30	11
	政策評価実践講座	R2.11.9～11.10	5
	タイムマネジメント講座	R2.7.30～7.31	5
	広報戦略とマスコミ対応講座	R2.10.21～10.22	6
	コーチング講座	R3.2.8～2.9	7
	文章力基礎講座	R2.12.17～12.18	13
	レジリエンス向上講座	R2.10.8～10.9	6
	折衝力・交渉力講座	R2.8.6～8.7	7
	地域経済分析システム(RESAS)活用講座	R2.9.7～9.8	10
ファシリテーション講座	R2.12.10～12.11	6	
実践営業力講座	R2.11.11～11.13	3	

	業務効率向上講座 第1回	R2.7.27～7.28	6
	業務効率向上講座 第2回	R2.7.29～7.30	6
	経営分析基礎講座	R2.9.24～9.25	11
	女性職員ワークライフサポート講座	R3.2.9～2.10	8
	文章力実践講座	R2.7.20～7.21	11
	自治体法務検定(政策法務)受験コース(自己啓発支援)	R2.12.4	(合格者) 3
研修 (合同) 指導者 養成	課題解決創造力・実践力向上講座	R2.12.7	9
出前 講座	クレーム対応講座(東予)(中予) (南予)	R2.8.25～8.27	71
計			503

※ 区分欄中(合同)＝県・市町職員合同

(2) 市町職員研修事業

実施なし

(3) 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)受講に係る助成

受講者なし

(4) 全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)受講に係る助成

全国市町村国際文化研修所受講者への助成については、受講した次の5団体(8人)に対し、総額215,700円を助成した。

団体名	人数	助成額	団体名	人数	助成額
松山市	2	55,800	新居浜市	1	27,900
松前町	1	27,900	砥部町	1	24,600
愛媛県地方税 滞納整理機構	3	79,500			
計	8人		215,700円		

《全国市町村国際文化研修所の各市町等・研修別内訳》

〈課程・科目別、団体別修了者数〉

課程	科目	団体名																				
		松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等
国際	海外の事例から学ぶ都市政策～都市の風格とアイデンティティはどのようにつくるのか～ R2.10.21～23	2																				
政策・実務	Society5.0 時代への対応～スマートシティの実現に向けて～ R2.7.20～22				1									1								
	会計検査実務のポイント R2.10.8～9														1							
	滞納整理の実践と徴収マネジメント R2.11.9～13																					3
計		2			1									1	1							3

※一組等……愛媛地方税滞納整理機構

(5) 関係団体研修事業等に係る助成
実施団体なし

5 市町の振興に関する情報提供事業（定款第4条第1項第5号）

(1) 令和2年度版「愛媛県市町要覧」の配付

3月31日 愛媛県市町振興課の編集により県内市町の行財政等の概況を掲載した「愛媛県市町要覧」（令和2年度版）を発行し、県内全市町及び関係団体へ配付した。

(2) 市町振興のための資料の配付

県内市町財政健全化を図ることを目的として、次の冊子を一括購入し、県内全市町へ配付した。

10月26日 「令和2年10月 類似団体別市町財政指数表」

3月29日 「令和2年12月 地方財政要覧」

(3) 地域づくり情報誌発行事業

① 4月1日 地域づくり情報誌発行事業に要する経費（3,894,000円）について、公益財団法人えひめ地域政策研究センター理事長 森田浩治と「令和2年度地域づくり情報誌発行事業」の委託契約を締結した。

なお、同委託契約第6条の規定に基づき同日付けで公益財団法人えひめ地域政策研究センター理事長 森田浩治から提出された「令和2年度地域づくり情報誌発行事業計画書」を承認した。

◇「舞たうん」・発行回数 年2回 ・発行部数 各2,500部

県内各地で繰り広げられている「まちづくり・むらおこし」活動を紹介し、地域のまちづくり活動の情報発信と地域づくり活動者のネットワーク誌として、また、地域に根ざしたまちづくり情報誌として発行。

◇「えひめイベントBOX」・発行回数 年1回 ・発行部数 2,500部

年間を通じ県内各地で繰り広げられる、あらゆるジャンルのイベントを紹介し、まちづくりの気運の醸成を図る。

② 1月29日 令和2年度地域づくり情報誌発行事業委託契約書第11条の規定に基づき1月19日付けで公益財団法人えひめ地域政策研究センター理事長から提出のあった「令和2年度地域づくり情報誌発行事業委託料前金払請求書」を受理し3,894,000円を支払った。

③ 3月31日 令和2年度地域づくり情報誌発行事業委託契約書第9条の規定に基づき3月31日付けで公益財団法人えひめ地域政策研究センター理事長から実績報告書を受理した。

Ⅱ そ の 他 事 業 関 係

1	市町関係団体等への助成及び寄附	22
2	市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業	24

II その他事業について

1 市町関係団体等への助成及び寄附

(1) 愛媛県市長会・愛媛県町村会を經由して行う助成

① 一般財団法人地域活性化センター年会費に係る助成

6月12日 一般財団法人地域活性化センターの令和2年度年会費2,170千円に充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 1,540千円

愛媛県町村会 630千円

《参考》 『一般財団法人地域活性化センター』

〒107-0027 住所 東京都中央区日本橋2-3-4

日本橋プラザビル 13階

TEL 03(5202)6131 (代)

FAX 03(5202)0755

<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp>

※ 活力あふれ、個性豊かな地域社会を実現するため、まちづくり、産業・文化おこし等、地域活性化のための諸活動を支援、地域振興の推進に寄与するため昭和60年に設立。

主な業務：地域活性化施策調査研究、地域活性化情報提供、コンサルタント、研修・交流、地域産品・観光等振興、イベント関連、ふるさと情報コーナーの運営等

② 愛媛県自転車新文化推進協会負担金に係る助成

7月22日 愛媛県自転車新文化推進協会の令和2年度負担金2,000千円として充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 1,100千円

愛媛県町村会 900千円

《参考》 『愛媛県自転車新文化推進協会』

愛媛県企画振興部政策企画局自転車新文化推進課内

〒790-8570 住所 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089(912)2234

FAX 089(921)2002

※ 自転車は「健康」、「生きがい」、「友情」を与えてくれるという自転車新文化を普及・拡大し、もっと交流人口の拡大と地域活性化を図るため平成28年に設立。

主な業務：自転車新文化の普及活動、市町のサイクリング大会や市町間の広域連携施策への支援、自転車新文化のための環境整備、調査研究、自転車関連産業の創出、自転車新文化推進のための広報・プロモーション活動

③ 松山空港利用促進協議会負担金に係る助成

9月23日 松山空港利用促進協議会の令和2年度負担金1,000千円として充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 500千円

愛媛県町村会 500千円

《参考》 『松山空港利用促進協議会』

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課内

〒790-8570 住所 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089(912)2250

FAX 089(912)2249

※ 県民の利便性の向上を図るとともに、県勢の発展を期するため、松山空港における国内路線網の拡充及び松山空港の国際化、他空港との交流を積極的に推進するため、平成3年に設立。

④ 日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センター運営負担金に係る助成

3月17日 日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センターの令和2年度事業運営費2,428千円として充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 2,295千円

愛媛県町村会 133千円

《参考》 『日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センター』

〒791-8057 住所 松山市大可賀2丁目1-28 「アイテムえひめ」内

TEL 089(952)0015

FAX 089(952)8588

※ 市場の国際化促進のため、海外経済情報の収集・提供、輸入促進、産業協力・技術交流の促進等事業実施のため、平成3年設立。（日本貿易振興会は、昭和33年7月25日設立。）

主な事業内容：講演会・セミナー等の開催、国内及び海外における見本市展示会事業、輸入促進事業、貿易相談事業、海外経済情報資料の収集、提供地方情報誌の発行等

(2) 地域医療学講座への寄附

9月30日 愛媛大学の地域医療学講座へ16,000千円を寄附した。

(3) 愛媛県自治会館新会館建設への寄附

10月27日 愛媛県自治会館の新会館建設に要する令和2年度経費の一部として、建設団体である愛媛県市町総合事務組合へ300,000千円を寄附した。

(4) その他

全国市町村振興協会関係資料の送付

「会報」を県関係団体へ回送した。

7月1日 会報6月号 (第106号)

10月7日 会報9月号 (第107号)

2月3日 会報1月号 (第108号)

2 市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業

【市町村振興宝くじ（サマージャンボ関係）】

(1) 市町等へ発売についての周知

① 4月10日 サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの両宝くじ販売促進策として市町で「特設売場」の設置について照会を行い、次の2市が常設売店等での販売希望があった。

宇和島市（サマージャンボのみ） 八幡浜市

② 4月24日 県内全市町・関係団体に対して令和2年度サマージャンボ宝くじ発売概要の周知及び広報誌への掲載方を依頼した。

③ 5月15日 県内市町に対して全国市町村振興協会作成の市町村広報誌用PRデータを送付し、広報誌への掲載方依頼した。

④ 6月26日 県内全市町・関係団体及び愛媛県市町振興課、各地方局・支局、県関係施設に対し、受託金融機関（みずほ銀行）作成のPRポスターの掲示（ポスター到着～令和2年8月14日（金））方依頼した。

(2) 本協会における広告の実施

5月15日 啓発宣伝に伴い広告会社による入札を行い、「いよてつ総合企画」の宝くじ発売促進の企画に決定した。

① SNS 広告・Webマーケティング

インフィード広告（特定のユーザー向け広告）

LocationAD（特定のエリアに対する広告）

Twitter、facebook への広告

② デジタル・交通広告

松山市駅コンコース、まつちかタウンビジョン

瀬戸内バス（車外）、ドンドビジョン、宇和島バス（待合所）

③ 愛媛新聞

7月12日掲載

④ リビングまつやま

7月17日掲載

(3) 発売実績

【全 国】

区 分	発売計画	発売実績額	前年度比較
サマージャンボ	63,000,000,000 円	59,136,605,100 円	9,060,969,900 円
サマージャンボミニ	24,000,000,000 円	15,212,231,400 円	△2,076,778,800 円
計	87,000,000,000 円	74,348,836,500 円	6,984,191,100 円

【愛媛県】

区 分	発売実績額	前年度比較	収益金配分額	前年度比較
サマージャンボ	646,229,100 円	124,209,600 円	292,880,025 円	32,374,326 円
サマージャンボミニ	182,742,600 円	△24,346,200 円	73,365,717 円	△18,572,913 円
計	828,971,700 円	99,863,400 円	366,245,742 円	13,801,413 円

[広報宣伝]

令和2年度市町村振興宝くじ（サマージャンボ）発売概要

- 1 発 売 額 630 億円（21 ユニット）
- 2 証 票 単 価 300 円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和2年7月14日（火）～8月14日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和2年8月21日（金）
- 6 当 せ ん 金 令和2年8月26日（水）～令和3年8月25日（水）
- 7 支 払 期 間
- 当 せ ん 金 発売総額 630 億円

（21 ユニットの当せん金）

等 級	当せん金	本 数
1 等	500,000,000 円	21 本
1 等の前後賞	100,000,000 円	42 本
1 等の組違い賞	100,000 円	2,079 本
2 等	10,000,000 円	42 本
3 等	1,000,000 円	630 本
4 等	10,000 円	126,000 本
5 等	3,000 円	2,100,000 本
6 等	300 円	21,000,000 本

令和2年度市町村振興宝くじ（サマージャンボミニ）発売概要

- 1 発 売 額 240 億円（8 ユニット）
- 2 証 票 単 価 300 円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和2年7月14日（火）～8月14日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和2年8月21日（金）
- 6 当 せ ん 金 令和2年8月26日（水）～令和3年8月25日（水）
- 7 支 払 期 間
- 当 せ ん 金 発売総額 240 億円

（8 ユニットの当せん金）

等 級	当せん金	本 数
1 等	10,000,000 円	80 本
2 等	50,000 円	3,200 本
3 等	10,000 円	800,000 本
4 等	300 円	8,000,000 本

(4) 交付金の受入・基金積立状況

交付金については、「愛媛県ふるさと振興資金交付要綱」に基づき申請し、次表のとおり受け入れた。

交付金のうち全国市町村振興協会へ10%相当額を納付、基金充当事業(318,000千円)を除く残額を基金として積み立てた。

愛媛県交付金			全国協会 納付額 ②	基金充当 事業 ③	本協会 積立額 ①－②－③
種類	受入 年月日	金額 ①			
収益金(確定)		366,245,742	36,624,573	318,000,000	11,621,169
サマージャンボ	R2.10.25	(292,880,025)	(29,288,002)	(263,590,000)	(2,023)
サマージャンボミニ		(73,365,717)	(7,336,571)	(54,410,000)	(11,619,146)
時効金		24,302,155	2,430,215		21,871,940
サマージャンボ	R2.11.27	(19,180,312)	(1,918,031)		(17,262,281)
サマージャンボミニ		(5,121,843)	(512,184)		(4,609,659)
計		390,547,897	39,054,788	318,000,000	33,493,109
前年度比較		9,428,001	942,800	0	8,485,201

【市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ関係)】

(1) 市町等へ発売についての周知

① 7月22日 県内全市町・関係団体に対して令和2年度ハロウィンジャンボ宝くじの発売概要の周知及びPRの推進について依頼した

② 8月7日 県内市町に対して全国市町村振興協会作成の市町村広報誌用PRデータを送付し、広報誌への掲載方依頼した。

③ 9月2日 県内全市町・関係団体及び愛媛縣市町振興課、各地方局・支局、県関係施設に対し、受託金融機関(みずほ銀行)作成のPRポスターの掲示(ポスター到着～令和2年10月20日(火))方依頼した。

(2) 本協会における広告の実施

① SNS 広告・Web マーケティング

インフィード広告（特定のユーザー向け広告）

LocationAD（特定のエリアに対する広告）

Twitter、facebook への広告

② デジタル・交通広告

松山市駅コンコース、まつちかタウンビジョン

③ 愛媛新聞

9月22日掲載

④ リビングまつやま

9月25日掲載

(3) 発売実績

【全国】

区分	発売計画	発売実績額	前年度比較
ハウインジヤンホ [®]	33,000,000,000 円	27,088,343,400 円	4,421,941,200 円
ハウインジヤンホ [®] ミニ	15,000,000,000 円	7,714,985,100 円	△1,264,814,100 円
計	48,000,000,000 円	34,803,328,500 円	3,157,127,100 円

【愛媛県】

区分	発売実績額	前年度比較	収益金配分額	前年度比較
ハウインジヤンホ [®]	284,891,100 円	55,167,000 円	124,052,122 円	2,622,864 円
ハウインジヤンホ [®] ミニ	91,701,000 円	△13,650,900 円	34,623,571 円	△14,696,834 円
計	376,592,100 円	41,516,100 円	158,675,693 円	△12,073,970 円

[広報宣伝]

令和2年度新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ）発売概要

- | | | |
|---|--------------------|---------------------------|
| 1 | 発 売 額 | 330 億円（11 ユニット） |
| 2 | 証 票 単 価 | 300 円 |
| 3 | 発 売 場 所 | 全国の宝くじ売場 |
| 4 | 発 売 期 間 | 令和2年9月23日（水）～10月20日（火） |
| 5 | 抽 せ ん 日 | 令和2年10月27日（火） |
| 6 | 当 せ ん 金
支 払 期 間 | 令和2年11月2日（月）～令和3年11月1日（月） |
| 7 | 当 せ ん 金 | 発売総額 330 億円 |

（11 ユニットの当せん金）

等 級	当せん金	本 数
1 等	300,000,000 円	11 本
1 等の前後賞	100,000,000 円	22 本
1 等の組違い賞	100,000 円	1,089 本
2 等	5,000,000 円	22 本
3 等	1,000,000 円	1,100 本
4 等	10,000 円	220,000 本
5 等	3,000 円	1,100,000 本
6 等	300 円	11,000,000 本

令和2年度新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボミニ）発売概要

- | | | |
|---|--------------------|---------------------------|
| 1 | 発 売 額 | 150 億円（5 ユニット） |
| 2 | 証 票 単 価 | 300 円 |
| 3 | 発 売 場 所 | 全国の宝くじ売場 |
| 4 | 発 売 期 間 | 令和2年9月23日（水）～10月20日（火） |
| 5 | 抽 せ ん 日 | 令和2年10月27日（火） |
| 6 | 当 せ ん 金
支 払 期 間 | 令和2年11月2日（月）～令和3年11月1日（月） |
| 7 | 当 せ ん 金 | 発売総額 150 億円 |

（5 ユニットの当せん金）

等 級	当せん金	本 数
1 等	10,000,000 円	50 本
2 等	50,000 円	2,000 本
3 等	10,000 円	500,000 本
4 等	300 円	5,000,000 本

(4) 交付金の受入・基金積立状況

交付金については、「愛媛県ふるさと振興資金交付金交付要綱」に基づき申請し、次表のとおり受け入れた。

2月5日 市町交付金交付細則に基づき、168,417,685円を交付した。

(単位：円)

愛媛県交付金等			市町交付金	
種類	受入年月日	金額	交付年月日	交付金額
収益金(確定)	R2.12.25	158,675,693		
時効金	R3.2.5	9,739,958	R3.2.5	168,417,685
小計		168,415,651	小計	168,417,685
利息		2,047	基金積立	13
小計		2,047	小計	13
合計		168,417,698	計	168,417,698
前年度比較		△14,508,711		

【宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR助成関係】

(1) 広報誌の広告掲載

① 1月29日 令和2年度も宝くじ公式サイト会員数の更なる増加に向けたPRに補助金を交付し、売上向上を繋げることを目的に一般財団法人全国市町村振興協会がみずほ銀行の協力を得て行うもので、県内各市町へ広報誌掲載及びイベントPRの協力を依頼した。

② 4月22日 広報誌掲載への掲載補助金申請書の提出のあった下記市町へ宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR広報誌への掲載を依頼した。

八幡浜市(7月号・10月号) 四国中央市(9月号・12月号)
上島町(8月号) 砥部町(8月号・9月号)

③ 9月2日 広報誌掲載助成金として八幡浜市に対して、30,000円を助成した。

④ 9月14日 広報誌掲載助成金として砥部町に対して、30,240円を助成した。

⑤ 10月23日 広報誌掲載助成金として八幡浜市に対して30,000円及び上島町に対して30,000円をそれぞれ助成した。

⑥ 12月11日 広報誌掲載助成金として四国中央市に対して150,000円を助成した。

Ⅲ 総務関係

1	会議関係	32
2	役員の変動状況	35
3	その他	37

III 総務関係

1 会議関係

【本協会関係等】

(1) 理事会

① 第1回定例理事会

6月1日 「えひめ共済会館」(松山市)において開催した。

会議では、次の議案について審議され、原案のとおり決定又は承認された。

また、職務執行状況について報告するとともに、令和2年度サマージャンボ宝くじの発売計画について説明し、了承された。

(議案)

第1号議案 令和元年度事業報告について

第2号議案 令和元年度決算報告について

第3号議案 令和2年度定時評議員会の開催について

(報告)

第1号報告 職務執行状況について

② 第1回臨時理事会

6月25日 任期満了に伴う代表理事の選定の決議については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事全員から同意、監事全員から異議ない旨の意思表示を得て、令和2年6月25日に決議があったものとみなされた。

(議案)

第1号議案 理事長の選定について

稲本 隆壽(内子町長)

第2号議案 常務理事の選定について

渡部 明忠(愛媛県町村会事務局長)

③ 第2回臨時理事会

8月14日 評議員会の招集の決議については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事全員から同意、監事全員から異議ない旨の意思表示を得て、令和2年8月14日に決議があったものとみなされた。

(議案)

第1号議案 令和2年度第1回臨時評議員会の招集について

④ 第 3 回臨時理事会

3 月 3 日 評議員会の招集の決議については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条及び本協会定款第 33 条第 2 項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事全員から同意、監事全員から異議ない旨の意思表示を得て、令和 3 年 3 月 3 日に決議があったものとみなされた。

(議 案)

第 1 号議案 令和 2 年度第 2 回臨時評議員会の招集について

⑤ 第 2 回定例理事会

3 月 23 日 「東京第一ホテル松山」(松山市)において開催した。会議では、次の議案について審議され、原案のとおり決定又は承認された。

また、職務執行状況について報告し了承された。

(議 案)

第 1 号議案 令和 3 年度事業計画について

第 2 号議案 令和 3 年度収支予算について

(報 告)

第 1 号報告 職務執行状況について

⑥ 第 4 回臨時理事会

3 月 31 日 代表理事の選定については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条及び本協会定款第 33 条第 2 項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事全員から同意、監事全員から異議ない旨の意思表示を得て、令和 3 年 3 月 31 日に決議があったものとみなされた。

(議 案)

第 1 号議案 理事長の選定について

佐川 秀紀(砥部町長)

(2) 評議員会

① 定時評議員会

6 月 25 日 「えひめ共済会館」(松山市)において開催した。

会議では、次の議案について審議され、原案のとおり承認又は決定された。

(議 案)

第 1 号議案 令和元年度事業報告及び決算の承認について

第 2 号議案 評議員の任期満了に伴う選任について

評議員 岡原 文彰(宇和島市長)

評議員 永易 英寿(新居浜市議会議長)

評議員 岡本 靖(松前町長)

評議員 竹内 一則(伊方町議会議長)

評議員 安田 俊一（松山大学経済学部教授）
評議員 柏原 準（愛媛県町村議会議長会事務局長）

第3号議案 理事の任期満了に伴う選任について

理事 石川 勝行（新居浜市長）
理事 清水 宣郎（松山市議会議長）
理事 稲本 隆壽（内子町長）
理事 赤松 紀幸（松野町議会議長）
理事 松浦 一悦（松山大学経済学部教授）
理事 渡部 明忠（愛媛県町村会事務局長）

第4号議案 監事の任期満了に伴う選任について

監事 三木 裕太郎（愛媛県総務部総務管理局市町振興課長）
監事 平岡 陽一（愛媛県市長会事務局長）
監事 酒井 啓司（税理士）

② 第1回臨時評議員会

8月28日 理事（1名）の辞任に伴う補欠選任について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条第1項の規定に基づき、評議員の全員から同意を得て、令和2年8月28日に決議があったものとみなされた。

（議案）

第1号議案 理事の辞任に伴う補欠選任について

理事 若江 進（松山市議会議長）

③ 第2回臨時評議員会

3月24日 「東京第一ホテル松山」（松山市）において開催した。
会議では、次の議案について審議され、原案のとおり承認又は決定された。

（議案）

第1号議案 令和3年度事業計画の承認について

第2号議案 令和3年度収支予算の承認について

第3号議案 理事の辞任に伴う補欠選任について

理事 佐川 秀紀（砥部町長）

(3) 令和元年度資産状況等の監査

5月28日 「松山大手町ビル」（松山市）において、令和元年度の業務及び資産の状況並びに収支決算について、三木監事、平岡監事及び酒井監事の監査を受けた。

なお、監査に先立って5月25日、県市町振興課 大西行政係長、同課 横前主事から事務監査を受けた。

【全国協会関係等】

(1) 全国市町村振興協会地区幹事会

11月5日 「全国都市会館」(東京都)において開催され、渡部常務理事兼事務局長が四国選出の地区幹事として出席した。

〈協議報告事項〉

- 1 「市町村振興宝くじ」の販売促進及び令和3年度宝くじ発売計画について
- 2 各ブロック提出協議事項等について
- 3 来年度地区幹事会議の開催について

(2) 全国市町村振興協会地区幹事会

3月5日 「全国都市会館」(東京都)において開催され、渡部常務理事兼事務局長が四国選出の地区幹事としてweb出席した。

〈説明事項〉

- 1 令和3年度事業計画(案)
- 2 令和3年度収支予算(案)

【その他会議】

(1) 四国四縣市町村振興協会事務連絡会議

12月15日 高知縣市町村振興協会(当番県)として書面において開催された。会議の書類及び協議事項は以下のとおり。次期開催県に愛媛県を決定した。

〈事業説明〉

〈協議事項〉

- 1 宝くじ公式サイト支払方法のQRコード決済について (徳島県)
- 2 特設売場採択基準の適用について (愛媛県)

2 役員の異動状況

(1) 理事の就任・辞任

平成30年6月27日～令和2年6月25日 任期満了

氏名	役職名	就任年月日	任期満了日
石川 勝行	新居浜市長	令和元年6月26日	令和2年6月25日
清水 宣郎	松山市議会議長	平成30年6月27日	令和2年6月25日
稲本 隆壽	内子町長	令和元年8月29日	令和2年6月25日
赤松 紀幸	松野町議会議長	令和元年6月26日	令和2年6月25日
松浦 一悦	松山大学経済学部教授	平成30年6月27日	令和2年6月25日
渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	平成30年6月27日	令和2年6月25日

令和 2 年 6 月 25 日～令和 4 年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	任期満了日
石川 勝行	新居浜市長	令和 2 年 6 月 25 日	
清水 宣郎	松山市議会議長	令和 2 年 6 月 25 日	令和 2 年 7 月 2 日
稲本 隆壽	内子町長	令和 2 年 6 月 25 日	令和 3 年 3 月 24 日
赤松 紀幸	松野町議会議長	令和 2 年 6 月 25 日	
松浦 一悦	松山大学経済学部教授	令和 2 年 6 月 25 日	
渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	令和 2 年 6 月 25 日	
若江 進	松山市議会議長	令和 2 年 8 月 28 日	
佐川 秀紀	砥部町長	令和 3 年 3 月 24 日	

(2) 代表理事の就任・辞任

理事長（平成 30 年 6 月 27 日～令和 2 年 6 月 25 日 任期満了）

氏名	役職名	就任年月日	任期満了日
稲本 隆壽	内子町長	令和元年 8 月 29 日	令和 2 年 6 月 25 日

理事長（令和 2 年 6 月 25 日～令和 4 年度定時評議員会の終結の時）

氏名	役職名	就任年月日	任期満了日
稲本 隆壽	内子町長	令和 2 年 6 月 25 日	令和 3 年 3 月 24 日
佐川 秀紀	砥部町長	令和 3 年 3 月 31 日	

常務理事（平成 30 年 6 月 27 日～令和 2 年 6 月 25 日 任期満了）

氏名	役職名	就任年月日	任期満了日
渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	平成 30 年 6 月 27 日	令和 2 年 6 月 25 日

常務理事（令和 2 年 6 月 25 日～令和 4 年度定時評議員会の終結の時）

氏名	役職名	就任年月日	任期満了日
渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	令和 2 年 6 月 25 日	

(3) 監事の就任・辞任

平成 28 年 6 月 22 日～令和 2 年 6 月 25 日 任期満了

氏名	役職名	就任年月日	任期満了日
三木裕太郎	愛媛県市町振興課長	令和元年 5 月 10 日	令和 2 年 6 月 25 日
平岡 陽一	愛媛県市長会事務局長	令和元年 6 月 26 日	令和 2 年 6 月 25 日
酒井 啓司	税理士	平成 28 年 6 月 22 日	令和 2 年 6 月 25 日

令和2年6月25日～令和6年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	任期満了日
三木裕太郎	愛媛県市町振興課長	令和2年6月25日	令和3年3月31日
平岡 陽一	愛媛県市長会事務局長	令和2年6月25日	令和3年3月31日
酒井 啓司	税理士	令和2年6月25日	

(4) 評議員の就任・辞任

平成28年6月22日～令和2年6月25日 任期満了

氏名	役職名	就任年月日	任期満了日
岡原 文彰	宇和島市長	令和元年6月26日	令和2年6月25日
岡本 靖	松前町長	令和元年8月29日	令和2年6月25日
竹内 一則	伊方町議会議長	令和元年6月26日	令和2年6月25日
安田 俊一	松山大学経済学部教授	平成30年6月27日	令和2年6月25日
柏原 準	愛媛県町村議会議長会事務局長	平成30年6月27日	令和2年6月25日

令和2年6月25日～令和6年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	任期満了日
岡原 文彰	宇和島市長	令和2年6月25日	
永易 英寿	新居浜市議会議長	令和2年6月25日	
岡本 靖	松前町長	令和2年6月25日	
竹内 一則	伊方町議会議長	令和2年6月25日	
安田 俊一	松山大学経済学部教授	令和2年6月25日	
柏原 準	愛媛県町村議会議長会事務局長	令和2年6月25日	

3 その他

(1) 事業報告書等の報告

6月25日 「令和元年度事業報告書」及び「令和元年度決算報告書」を知事あて報告した。

(2) 事業報告書の送付

7月1日 「令和元年度事業報告書」及び「令和元年度決算報告書」を県内全市町及び関係団体へ送付した。

(3) 本協会役員及び評議員の変更報告

① 7月31日 3月25日付け評議員の辞任及び6月25日付け任期満了に伴う理事及び評議員並びに監事の変更に伴う登記が完了し知事あて報告した。

② 9月3日 8月28日付け理事の変更に伴う登記が完了し知事あて報告した。

(4) 事業計画等の送付

3月23日 「令和3年度事業計画」及び「令和3年度収支予算書」を知事あて報告した。

IV 基金積立金狀況

IV 基金積立状況

① サマージャンボ宝くじに係る交付金

・前年度末基金積立額	3, 941, 534, 723円	……	A
・本年度基金積立額	2, 114, 401, 109円	……	B
県交付金	(33,493,109)		
償還金	(2,080,908,000)		
・本年度貸付金等として取崩額	2, 252, 512, 000円	……	C
長期貸付金	(1,988,200,000)		
基金交付金	(238,102,000)		
助成事業	(26,210,000)		
・差引基金積立額 (A + B + C)	3, 803, 423, 832円		

【管理方法】

伊予銀行譲渡性預金	239, 054, 000円
伊予銀行譲渡性預金	893, 868, 923円
伊予銀行譲渡性預金	100, 000, 000円
伊予銀行自由金利型定期預金	300, 000, 000円
愛媛銀行譲渡性預金	670, 550, 909円
愛媛銀行譲渡性預金	1, 000, 000, 000円
第333回利付国債(10年)	100, 000, 000円
第152回利付国債(20年)	99, 950, 000円
三井住友信託銀行(特約付自由金利)	100, 000, 000円
大和ネクスト銀行円定期預金	300, 000, 000円

② ハロウィンジャンボ宝くじに係る交付金

・前年度末基金積立額	0円	……	A
・収入	168, 417, 698円	……	B
県交付金	(168,415,651)		
受取利息	(2,047)		
・支出			
市町交付金	168, 417, 685円	……	C
・差引基金積立額 (A + B - C)	13円		

【管理方法】

伊予銀行普通預金	13円
----------	-----

V 参 考 資 料

1	市町振興に伴うイベント等助成金交付要領	40
2	市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領	42
3	全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領	43
4	情報セキュリティ監査助成金交付要領	44
5	市町関係団体研修事業等助成金交付要領	45
6	公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程	46
7	公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程	48
8	地方財政法第32条	51
9	公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程	52

〔 各要領中様式については省略 〕

《参考資料1》

令和2年度市町振興に伴うイベント等助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、県内市町の振興に伴う事業の一助として、市町が地域活性化につながるイベント及びシンポジウム、フォーラム、サミット等（以下「イベント等」という。）の開催に要する経費を助成する。

2 助成の対象

助成の対象となるイベント等は、次のいずれにも該当するものとする。

なお、当該事業が計画どおり終了したものに限るものとし、理由の如何にかかわらず、中止の場合は対象としない。

(1) 市町または当該事業を実施する民間団体に補助する市町に対して助成する。

民間団体とは ① 地域の自治会等

② 商工、農・林・漁業協同組合等の産業経済団体

③ 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体

④ 地域づくり団体、実行委員会、協議会等

⑤ その他市町が認める団体

(2) 市町の振興、活性化につながることを目的としたものとする。

(3) 営利は目的としないことを原則とする。

3 助成金額

(1) 助成金額は、1市町400万円とする。

(2) 協会は、1イベント等につき市町が20万円以上支出した額の2分の1を400万円を限度として助成する。ただし、当該事業の収支決算において不用額（繰越額）が生じた場合は、市町が支出した額から当該不用額を減額した額の2分の1を助成する。

なお、助成金に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(3) 上記(2)により計算された額が10万円未満の場合は助成しない。

[助成金]

1事業当たり 10万円～400万円

内訳

事業費	助成限度額
20万円以上800万円未満	イベント等事業に当該市町が支出した額の2分の1
800万円以上	400万円

4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、事業を実施する2週間前までに協会に交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

6 助成金の変更交付申請

市町は、助成金の交付決定を受けたイベント等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

7 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

8 助成金の請求及び実績報告

市町は、助成金を請求しようとするときは、当該事業終了後、1箇月以内に助成金交付請求書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）、また、事業に係る書類を添えて協会に提出しなければならない。

9 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を当該市町に交付するものとする。

10 記録報告書の提出

市町及び当該市町から補助の交付を受けた民間団体は、シンポジウム、フォーラム、サミットについては、終了後、速やかに「記録報告書」を作成し、協会に提出するものとする。

11 その他

この要領に規定するもののほか必要な事項は、理事長がその都度定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

《参考資料 2》

令和 2 年度市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町（一部事務組合を含む。）職員等の能力の向上を図ることを目的として、市町職員等が、市町村職員中央研修所で受講した場合に市町に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

2 助成金額

(1) 受講経費助成金

助成金は、市町が市町村職員中央研修所に納入した研修受講経費の金額とする。

(2) 旅費助成金

研修参加に伴う旅費として、1人当たり40,000円を助成する。

3 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、協会に交付申請書（別記様式）を提出するものとする。

なお、この交付申請書は、当該受講者の研修終了後に行うものとし、申請書には、市町村職員中央研修所から交付される修了証書の写（特別セミナーの受講者は除く。）を添付するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

《参考資料3》

令和2年度全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町（一部事務組合を含む。）職員等の国際化対応能力の向上を図ることを目的として、市町職員等が、全国市町村国際文化研修所で受講した場合に市町に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

2 助成金額

(1) 受講経費助成金

助成金は、市町が全国市町村国際文化研修所に納入した研修受講経費の金額（ただし、海外研修費を除く。）とする。

(2) 旅費助成金

研修参加に伴う旅費として、1人当たり20,000円を助成する。
ただし、e-learning等の旅費を伴わない研修については助成しない。

3 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、協会に交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

なお、この交付申請書は、当該受講者の研修終了後に行うものとし、申請書には、全国市町村国際文化研修所から交付される修了証書の写又は受講証明書の写（特別セミナーの受講者は除く。）を添付するものとする。

また、短期間の研修により修了証書及び受講証明書が発行されない場合については、受講証明書発行依頼書（様式第2号）でもって、当該市町から全国市町村国際文化研修所に依頼するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

《参考資料4》

令和2年度情報セキュリティ監査助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、行政手続のオンライン化など電子自治体構築に向けた支援として、各市町が個人情報を含む各種情報資産及び情報システムの適切な管理を徹底するために実施する情報セキュリティ対策に対して必要な経費の助成を行う。

2 助成の対象

助成の対象は、各市町で運用管理している情報システム及びその周辺環境等を点検・評価し改善していくために、各市町が外部監査機関に委託して実施する「情報セキュリティ監査」に要する経費とする。

3 助成金額

協会は、予算の範囲内において、1市町につき100万円を限度として「情報セキュリティ監査」実施に必要な経費の2分の1を助成する。ただし、助成金に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、監査を実施する1月前までに協会に交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を県と協議のうえ審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

6 助成金の請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた市町が、助成金を請求するときは、監査終了後、助成金交付請求書（様式第2号）及び実績報告書（様式第3号）を協会に提出しなければならない。

7 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を当該市町に交付するものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

《参考資料 5》

令和 2 年度市町関係団体研修事業等助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町の振興を積極的に図ることを目的として、愛媛県市長会、愛媛県町村会、愛媛県市議会議長会及び愛媛県町村議会議長会（以下「関係団体」という。）が研修事業等を実施する場合に、その実施に要する経費を助成する。

2 助成の対象

助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

- ① 市町の振興を図るための研修事業
- ② その他協会が助成金の交付の趣旨を達成するため特に必要と認める事業

3 助成金額

助成金は、予算の範囲内において、助成対象事業の実施に要する経費の 10 分の 10 以内とし、1 団体当たり総額 100 万円を限度とする。

4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する関係団体は、助成金交付申請書（様式第 1 号）に關係書類を添えて、協会に提出するものとする。

5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該団体に通知するものとする。

6 助成金の変更交付申請

関係団体は、助成金の交付決定を受けた研修事業等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第 2 号）を提出するものとする。

7 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該関係団体に通知するものとする。

8 助成金の請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた関係団体が、助成金を請求するときは、助成金交付請求書（様式第 3 号）及び実績報告書（様式第 4 号）を關係書類を添えて、協会に提出しなければならない。

9 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を関係団体に交付するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

《参考資料6》

公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程

平成19年2月20日 制定（規程第1号）

平成20年2月19日 一部改正（規程第3号）

平成24年3月29日 一部改正（規程第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が、市町村振興宝くじの収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金を財源として、市町に交付する市町交付金について、必要な事項を定めるものとする。

（交付金の名称）

第2条 交付金の名称は、「基金交付金」とする。

（基金交付金の額）

第3条 基金交付金の額は毎年度2億円とサマージャンボ宝くじに係る収益金等をもって愛媛県が協会に交付する前年度の交付金額の100分の10に相当する額との合計額を上限とし、当該年度の収支予算でこれを定める。

（市町への配分基準）

第4条 基金交付金の市町への配分については、公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金配分基準に定めるところにより算出する。ただし、人口については、前年度末日現在の住民基本台帳人口を適用する。

（基金交付金の対象事業）

第5条 基金交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

（会計処理）

第6条 協会は、基金交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

（基金交付金を受けた市町の報告）

第7条 基金交付金の交付を受けた市町は、その用途について協会に報告するものとする。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成19年規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第1号）

この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付細則

平成19年2月20日 制 定 (細則第1号)

平成24年3月30日 一部改正 (細則第1号)

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付する基金交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の単位)

第2条 基金交付金（均等割額及び人口割額の合計額）の単位は、千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(基金交付金の交付時期)

第3条 協会は、基金交付金を当該年度の6月30日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第4条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第1号の基金交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(基金交付金の支払申請)

第5条 前条の通知を受けた市町は、様式第2号の基金交付金支払申請書により基金交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第6条 規程第7条に規定する基金交付金の交付を受けた市町は、交付金を受けた翌年度の5月31日までに、基金交付金の使途について、様式第3号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則 (平成19年細則第1号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年細則第1号)

この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

《参考資料 7》

公益財団法人愛媛県市町村振興協会市町交付金交付規程

平成13年11月5日 制 定 (規程第1号)

平成17年2月21日 一部改正 (規程第8号)

平成24年3月29日 一部改正 (規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町に配分する市町交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 市町交付金は、新市町村振興宝くじの収益金のうち本県分全額を都道府県が協会に交付する交付金を財源とする。

(市町への配分基準)

第3条 市町交付金の市町への配分については、協会が客観的な指標等により、別に定める配分基準によって行う。

(交付金の対象事業)

第4条 市町交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

(会計処理)

第5条 協会は、市町交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(預金利息等)

第6条 市町交付金の預金から生じる利息等は、収支予算に計上して、市町交付金に編入するものとする。

(交付金を受けた市町の報告)

第7条 市町交付金の交付を受けた市町は、その用途について協会に報告するものとする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成13年規程第1号)

この規程は、平成13年11月5日から施行する。

附 則 (平成17年規程第8号)

この規程は、団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則 (平成24年規程第2号)

この規程は、公益財団法人愛媛県市町村振興協会の移行の登記の日から施行する。

市 町 交 付 金 配 分 基 準

平成14年 2月19日
平成16年 2月24日 改正
平成17年 2月21日 改正
平成24年 3月30日 改正
平成29年 2月 9日 改正

公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（以下「交付規程」という。）第3条の規定に基づく新市町村振興宝くじの収益金による市町交付金の配分基準は、次に定めるところにより算出する。

- ・ 交付金の総額のうち、2分の1を均等割、2分の1を人口割とする。
- ・ 人口は、発売年度の9月末日における住民基本台帳を適用する。
- ・ 均等割の市町数については、平成18年度分から市町合併に伴い激変緩和措置として10年間、別表のとおり算出する。

ただし、平成17年度分までの市町数は、70市町とし、算出した均等割額は、合併後の市町へ併せて交付する。

附 則

この配分基準は、財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（平成13年11月5日理事会議決）に基づき平成14年2月19日から施行し、平成13年度分から適用する。

附 則

この配分基準は、平成16年2月24日から施行し、平成15年度分から適用する。

附 則

この配分基準は、財団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則

この配分基準は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則

この配分基準は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

交 付 金 配 分 の 市 町 数 の 算 定

均等割の基準となる市町数を算出するに当たり、合併により減少した市町村数（ α ）を毎年度10分の α ずつ段階的に減少させていくこととする。

計算方式

(1) 平成18年度	$N - (1 \times \alpha \div 10)$
(2) 平成19年度	$N - (2 \times \alpha \div 10)$
(3) 平成20年度	$N - (3 \times \alpha \div 10)$
(4) 平成21年度	$N - (4 \times \alpha \div 10)$
(5) 平成22年度	$N - (5 \times \alpha \div 10)$
(6) 平成23年度	$N - (6 \times \alpha \div 10)$
(7) 平成24年度	$N - (7 \times \alpha \div 10)$
(8) 平成25年度	$N - (8 \times \alpha \div 10)$
(9) 平成26年度	$N - (9 \times \alpha \div 10)$
(10) 平成27年度	$N - \alpha$

N：合併前市町村数

α ：合併により減少した市町村数

※市町数は、前年度の9月末日現在の市町数を算定の基礎とする。

市 町 交 付 金 交 付 細 則

平成14年2月19日	制 定	(細則第1号)
平成15年2月18日	一部改正	(細則第1号)
平成17年2月21日	一部改正	(細則第3号)
平成24年3月30日	一部改正	(細則第2号)
平成25年2月5日	一部改正	(細則第1号)
平成30年2月2日	一部改正	(細則第1号)

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付する市町交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の単位)

第2条 市町交付金の単位は、1円単位とする。

(預金利息等の取扱い)

第3条 市町交付金の預金から生じる利息等は、交付金と合せて交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第4条 協会は、市町交付金を当該年度の3月31日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第1号の市町交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第6条 前条の通知を受けた市町は、様式第2号の市町交付金支払申請書により交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第7条 規程第7条に規定する市町交付金の交付を受けた市町は、交付金を受けた翌年度の5月31日までに、市町交付金の使途について、様式第3号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則 (平成13年細則第1号)

この細則は、平成14年2月19日から施行する。

附 則 (平成15年細則第1号)

この細則は、平成15年2月18日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年細則第3号)

この細則は、財団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則 (平成24年細則第2号)

この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則 (平成25年細則第1号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年細則第1号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

《参考資料 8》

地方財政法第 32 条に規定する事業

(基金交付金交付規程第 5 条・市町交付金交付規程第 4 条関係)

1 事業

(1) 公共事業

- (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして
総務省令で定める事業

2 総務省令で定める事業

地方財政法第 32 条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第 1 号については令和 9 年度までの間に、第 2 号、第 7 号から第 9 号までについては令和 6 年度までの間に、第 3 号から第 6 号まで及び第 10 号については令和 5 年度までの間に、第 11 号については令和 3 年度までの間に、第 12 号については令和 4 年度までの間に行われるものとする。

- 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証券に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業
- 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業
- 十一 令和 3 年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業
- 十二 令和 4 年に開催されるワールドマスターズゲームズ 2021 関西の準備及び運営に係る事業

《参考資料 9》

公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程

平成30年11月1日 制定（規程第1号）

（趣旨）

第1条 地震、風水害、火災その他の大規模災害が発生した県内市町に対し、その復旧対策の促進が図られるよう災害支援金を交付する。

（対象市町）

第2条 災害支援金は、次のいずれかに該当する市町に交付する。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町
- (2) 災害の実情により理事長が特に認めた市町

（災害支援金の額）

第3条 災害支援金の額は、次に掲げる住家が全壊した棟数（以下、「全壊棟数」という。）に応じた額を基準として、市町ごとに積算するものとする。

ただし、全壊棟数が30棟未満でも、全壊棟数が25棟以上で、一部損壊や床下浸水の被害が甚大であるなど、その災害の実情により理事長が特に認める場合には、全壊棟数を30棟として取り扱うことができる。

全壊棟数	災害支援金の額
30棟以上 ～ 40棟未満	30万円
40棟以上 ～ 50棟未満	40万円
50棟以上 ～ 60棟未満	50万円
60棟以上 ～ 80棟未満	60万円
80棟以上 ～ 100棟未満	80万円
100棟以上 ～ 150棟未満	100万円
150棟以上 ～ 200棟未満	150万円
200棟以上 ～ 300棟未満	200万円
300棟以上 ～	300万円

- 2 前項のほか、災害の実情により半壊は2分の1、床上浸水は3分の1をそれぞれ全壊棟数に加算する。
- 3 第1項及び第2項のほか、全壊棟数が30棟以上で、死者及び行方不明者がある場合には、死者及び行方不明者1名につき5万円を加算する。
- 4 全壊棟数を早期に把握することが困難である場合には、住家の棟数をもって災害支援金の額を定める。
- 5 災害支援金の最高限度額は、1市町ごとに総額500万円とする。

（大規模災害等の特例）

第4条 大規模な災害等で前条各項により処理し難い場合は、その災害の実情、社会的影響等を勘案し、別途対応するものとする。

(災害支援金の交付)

第5条 理事長は、市町への災害支援金の交付を決定した場合は、当該市町へ通知の上、速やかに交付するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行し、平成30年4月1日以降に発生した災害から適用する。

